

府 食 第 660 号
令和 6 年 10 月 23 日

内閣総理大臣
石破 茂 殿

食品安全委員会
委員長 山本 茂貴

食品健康影響評価の結果の通知について

令和 6 年 10 月 15 日付け消食基第 287 号をもって当委員会に意見を求められた事項については、下記の理由から、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 11 条第 1 項第 2 号に規定する人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。

記

1. 既存添加物「ゴム」及び「単糖・アミノ酸複合物」の成分規格の設定について

本件は、既に長年使用されている既存添加物について、新たに公定規格として成分規格を設定するものである。両品目の当該成分規格は、流通品の分析結果、既存添加物自主規格等を踏まえて設定されており、当該成分規格の設定前と比較して添加物の品質がより確保されるものであって、人の健康に悪影響を及ぼすおそれはない。

2. 既存添加物「シクロデキストリン」の成分規格の改正について

食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）第 2 添加物の部の D 成分規格・保存基準各条の項に定められている「分岐シクロデキストリン（粉末品）」を「分岐シクロデキストリン」と改正する本件は、実質的には、既に長年使用されている既存添加物「シクロデキストリン」のうち、液体品の分岐シクロデキストリンについて、新たに公定規格として成分規格を設定するものである。当該成分規格は、流通品の分析結果、既存添加物自主規格等を踏まえて設定されており、当該成分規格の設定前と比較して添加物の品質がより確保されるものであって、人の健康に悪影響を及ぼすおそれはない。